

## WAHAHA 本舗全体公演「王と花魁」

「チケットを払い戻さず『寄附』することにより、税優遇を受けられる制度」のご案内

WAHAHA 本舗全体公演「王と花魁」の延期にともない、現在チケット料金の払い戻しを行っておりますが、その中で「チケット代を今後の活動のために寄附したい」という申し出を、多くのお客様から頂戴しました。誠に感謝申し上げます。

これらの声にお応えするため当社では現在、文化庁・スポーツ庁で始めました「チケット料金を払い戻さず『寄附』することにより、税優遇を受けられる制度」に申請をいたしております。

これは、新型コロナウイルス感染防止のため延期・中止となった公演について、お客様がチケットの払戻しを受けない(放棄する)ことを選択された場合、その金額分を「寄附」と見なし、税優遇(寄附金控除)を受けられるという、新たな制度です。

制度の詳細は下記に案内がございますので、ご覧ください。

申請が受理され、お客様からの手続き方法が整い次第、改めてご案内させていただきます。  
今回は、取り急ぎ申請を進めている旨のご案内です。

「寄附」の意思を示されたお客様、また、一度払い戻しは受けているけれども、これからでも「寄附」を行いたいとお考えのお客様は、この制度をご利用くださいませ。

何卒、宜しくお願い申し上げます。

この件に関する問い合わせ

中京テレビ事業 052-588-4477(平日11:00~17:00)

※制度の詳細に関する参考サイト

・文化庁、スポーツ庁による制度に関するご案内

[https://www.bunka.go.jp/koho\\_hodo\\_oshirase/sonota\\_oshirase/pdf/2020020601\\_05.pdf](https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/pdf/2020020601_05.pdf)

・チケット代の寄附をお考えの方へ

[https://www.bunka.go.jp/koho\\_hodo\\_oshirase/sonota\\_oshirase/pdf/20200430\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/pdf/20200430_01.pdf)

・「チケットを払い戻さず「寄附」することにより、税優遇を受けられる制度」の詳しいご案内

[https://www.bunka.go.jp/koho\\_hodo\\_oshirase/sonota\\_oshirase/covid19\\_info/donate.html](https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/covid19_info/donate.html)

2020年7月9日

ワハハ本舗株式会社/中京テレビ放送株式会社